令和７年第１回定例会（第３号）

令和７年３月５日（水曜日）午前１０時００分　開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　議案第５２号　七飯町税条例の一部改正について
日程第　４　議案第５３号　七飯町手数料条例の一部改正について
日程第　５　議案第５５号　空き地の環境保全に関する条例の一部改正について
日程第　６　常任委員の選任
日程第　７　議案第１４号　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第　８　議案第１５号　職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第　９　議案第１６号　七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部改正について
日程第１０　議案第１７号　七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について
日程第１１　議案第１８号　七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第１２　議案第１９号　七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第１３　議案第２０号　令和６年度七飯町一般会計補正予算（第８号）

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木下　敏	副議長	１３番	川村主税
	１番	澤出明宏		２番	神﨑和枝
	３番	江口勝幸		４番	青山金助
	５番	川上弘一		６番	佐々木陵二
	７番	田村敏郎		８番	稲垣明美
	９番	中川友規		１０番	平松俊一
	１１番	上野武彦		１２番	池田誠悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　長　杉原　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長　工藤　稔　　統括監（行財政改革担当）兼財政課長　青山栄久雄

統括監（公共施設整備担当） 兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	佐藤恵美子	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上　剛
農林水産課長	村上宏樹	土木課長	松本博和
上下水道課長	池田　晃		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長　悟楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	学校給食センター長	福永崇弘
スポーツ振興課長	髙橋雅貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長　赤石　旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長　中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

７番　田村敏郎　　８番　稲垣明美

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第１回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

７番　田　村　敏　郎　議員

８番　稲　垣　明　美　議員

以上、２議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

町長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（杉原　太）　おはようございます。

昨日、町営大沼団地９６号棟において、入居者からの通報により、灯油漏れの発生が判明いたしました。

経過につきましては、昨日午前８時に一報を受け、すぐに都市住宅課職員を派遣し、現場の状況を確認したところ、北側棟の地下ピットから強い灯油の臭気を確認いたしました。

現在、該当する住宅には９家族１８名が入居しております。被害状況につきましては、現在調査中でございますが、給油管の経年劣化により破損したものと推測されます。このことにより、灯油が地下ピット内に漏れ出したとともに、各住居の灯油ストーブが使用不可となっている状況にあります。

七飯消防大沼分遣所へ連絡を行い、灯油による汚染土砂については、撤去作業を随時進めているところでございますが、給油管の節外工事に二、三週間程度の期間を要する見込みです。

厳冬期の事故であることから、住民の生命を守るため、応急処置として防災用備蓄品のポータブル石油ストーブとポリタンクによる灯油１８リットルを各戸に配付いたしました。復旧するまでについても配付予定でございます。

なお、給湯設備は電気であることから、現在も利用可能でございます。

現場の状況においては、お手元に配付の資料のとおりであるので、御確認願います。

当面の応急費用は、緊急事態のため予備費を充当させていただくとともに、まだ現場状況が全体把握されていないため、今後の調査結果や復旧工事の内容については、会期中において逐次報告させていただきますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　次に、議会運営委員会から報告を求めます。

中川委員長。

○９番（中川友規）　昨日の上野武彦議員の一般質問に対する上下水道課長の答弁に対して、佐々木議員より議事進行があり、議会運営委員会で協議した結果の報告をいたします。

一般質問の会議録と国土交通省のホームページより、ウォーターＰＰＰの概要を確認したところ、議事進行での指摘が確認されましたので、議会運営委員会といたしましては、議長より理事者に対し、その旨を申し入れることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（木下　敏）　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行い

ます。

通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○１３番（川村主税）　それでは、通告に従い大きく２問、質問させていただきます。

まず１問目です。町内における医療機関での健康保険証及びマイナ保険証の使用状況と、マイナンバーカードの交付率のアップの取組について、昨年１２月２日より、現行の健康保険証が新規発行されなくなり、現在使用している保険証は、その有効期限まで使用できることになっている。

マイナンバーカードを持っていない場合は、資格確認書の発行により、医療機関での受診が可能となっているが、町内におけるそれぞれの使用状況、メリット、デメリット、またマイナンバーカードの交付率アップの今後の取組についてお聞きしたい。

１点目、町内における医療機関での健康保険証及びマイナ保険証の使用状況について。過去、具体的な件数も分かれば。

２点目、現行の国民健康保険証の有効期限について。

３点目、資格確認書の現在の発行数について。

４点目、マイナ保険証のメリット、デメリットについて。

５点目、過去５年間のマイナンバーカードの発行数及び人口に対しての割合について。

６点目、マイナンバーカードの交付率アップの取組について。過去、一昨年と比べて国と当町での対応についてお願いいたします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　それでは、御質問につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、御質問１点目についてです。町内に限らず、全ての医療機関での使用状況となりますが、直近である令和６年１２月分では、外来受診件数８，４０７件中、マイナ保険証使用件数２，９０１件で、３４．５１％となっており、前年に比べまして約９倍の使用割合となってございます。

２点目につきましては、現在発行されている国民健康保険の被保険者証の有効期限は、令和７年７月３１日となってございます。

３点目についてです。先ほど申し上げましたとおり、被保険者証の有効期限内のため、資格確認書が発行されるのは転入などにより、新たに国民健康保険に加入される場合などでありますので、現在の発行数は１６２件となってございます。

４点目につきましては、マイナ保険証のメリットといたしまして、就職や引越しをしても医療保険者が変わる場合であっても、加入届出など必要な手続を済ませることにより、そのまま健康保険証として使用できること。オンラインでの確定申告の医療費控除自動入力ができ、手続きが簡単になること。

本人の同意により、医療機関で特定検診情報や薬剤情報を共有し、より良い医療が期待できること。マイナポータルを利用して、自身の特定検診情報、薬剤情報、医療費通知情報を閲覧できること。限度額適用認定証によらず、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが免除されることなどが挙げられます。

一方で、マイナ保険証の紛失や盗難に対する心配や、プライバシーやセキュリティなどの安全性、顔認証や暗証番号の入力といった手続への不安などといった報道がなされているところでございます。

５点目につきましては、総務省発表資料より、昨年１月時点、人口は前年同月となりますが、令和３年で発行数５，０９６枚、人口に対し１８．１％、令和４年で発行数９，０９４枚、人口に対しまして３２．４％、令和５年で発行数１万５，８４０枚、人口に対し５６．４％、令和６年で発行数１万９，９２８枚、人口に対し７１．３％、令和７年で発行数２万１，３０６枚、人口に対しまして７７．４％、参考といたしまして、同年、国におきましては７７．６％、北海道においては７６．４％となってございます。

６点目についてですが、国において令和４年、４月からマイナポイント取得キャンペーンを実施し、多くの申請が予想されたことから、休日及び夜間開庁を実施し、令和５年９月までの期限であったマイナポイント取得のサポートを含めて対応してまいりました。

このほか、民間事業者による申請サポート事業

を活用し、役場、文化センター、大中山コモン、保健センターで実施し、北海道の出張申請支援事業に参加し、大沼、大中山、本町ごとに実施いたしました。

令和６年度は、被保険者証発行時などマイナ保険証の利用、令和６年１２月２日以降の現行被保険者証が発行されないこと、マイナ保険証を保有していない場合などで、資格確認証が交付されることなど、リーフレットの配付や町広報誌、ホームページを通じて周知に努めているほか、マイナ保険証への対応の一環として、夜間開庁を実施したところでございます。

引き続き、国や関係機関とともに、周知に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　それでは、順番に１点目から再質問させていただきます。

まず、マイナンバーカードをマイナ保険証として使用する場合、ひも付け作業というのが必要になってくるのですけれども、基本は御自分でパソコンや携帯でそういった作業を行っていただくことなのですけれども、どうしても分からない、それともできない場合、役場に来てそういうひも付け作業というのができるものなのか、まずそれが１点。

２点目、３点目についてなのですけれども、資格証明書、これについて先ほど１６２件あるよと。期限が本年の７月３０日までということで、この期日までに何か資格証明書をもらうに当たって申請みたいなのがまず必要になるのか、町民の方に対して、もう既にそういう届くような流れになっているのか、当然、国民健康保険なので役場のほうからということになると思うのですけれども、その辺の一連の流れについて、ちょっと御説明のほうお願いいたします。

もう１点が、今度は社会保険とか、そっちのほうです。当然、国のほうなので、サラリーマンとか会社勤めの方、公務員は役場のほうになるのかな、当然、社会保険事務所から会社に届くと思うのですけれども、それもそういった流れで資格証明書が届くのか、それ国のほうなので、もし分からなければ分からないで結構なので、その辺分かる範囲でお話ください。

あとメリット、デメリットはいいです。先ほど５年間の発行数でいくと７７．４％、８割近いマイナンバーカードの発行ですけれども、数字的には全然悪くない数字ではないかなと思うのですよね。なかなかこれをまた１００％に近づけるというのは多分難しいと思いますので、できる限り届くような努力をしていただきたいなと思います。

今後、周知の部分、いろいろ国のほうでは、マイナポイントとか今まで何回か、１回か２回ほどたしかあったと思うのですけれども、そういった部分がまた今後あるのか分かりませんけれども、７年度、新年度に向けて、またこういった取組が何かあるのであれば、その点についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　それでは、再質問に御答弁をさせていただきます。

まず、マイナ保険証、こちらのほうはマイナンバーカードと既存の保険証のひも付けという作業が必要になってございます。例えば、この作業につきまして、御本人が手続される際に医療機関、薬局といったところで顔認証付きのカードリーダーございますので、こちらにマイナンバーカードを設置していただいて、本人確認のあと、ひも付けに同意をしていただければ、その場でひも付けが可能となってございます。

また、直ちに医療機関、薬局に赴くことはないけれども、ひも付けをしておきたいというような方がいらっしゃいましたら、現在も行っておりますが、役場のほうで、そのひも付け作業の支援をさせていただいているところでございますので、ぜひ御活用をしていただければなと思ってございます。

それと、いわゆる資格確認証、被保険者証の発行が令和６年１２月２日以降は発行されないということに伴いまして、マイナ保険証もしくは、現在は当町の国民健康保険であれば、１２月２日以前に更新のため、被保険者証を発行しておりますので、こちらについては１年間の有効期限となっ

てございますので、令和７年７月末日まで有効に使っていただけるということになります。

そして、今後についてなのですけれども、現在の被保険者証の有効期限が、先ほど申し上げましたとおり７年７月末となってございますので、おおむね７月下旬あたりに、今度は被保険者証に代わりまして資格確認証、もしくはマイナ保険証にひも付けされている方につきましては、その情報を記載した資格情報のお知らせという形で送付をさせていただきます。これについては特段の手続きを必要といたしません。従前の被保険者証の更新と同様に、こちらが確認をして、今までどおり、形は資格確認証、もしくは資格情報のお知らせという形にはなりますが、町のほうから送付をいたしますので、そちらにより通常どおり医療を受けていただくことが可能な制度となってございます。

それから他の保険者の部分ですけれども、こちらも実際、町で事務をやっているわけではございませんが、流れとしては同様と考えてございます。特段の手続きはなくて、今までの被保険者証に代わって更新時に資格確認証、もしくは資格情報のお知らせが送付されるものと考えてございます。

それから、マイナ保険証の前提となりますマイナンバーカードの普及についてでございます。最初に御答弁申し上げましたとおり、国のキャンペーン、それらに合わせて町の受付体制を強化、そのほか、今般に至りましては、この被保険者証が発行されなくなるといった情報につきましては、逐次町広報ホームページ、それから今回御送付申し上げています保険証の更新の際にリーフレット等で周知をしているところでございます。

今後につきましても、引き続き同様にマイナ保険証のひも付けのサポート、それから国の動向に応じて、皆様に適切に情報を提供できるように努め、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　川村主税委員。

○１３番（川村主税）　ちょっと確認したいのですけれども、先ほど１点目のひも付け作業なのですけど、これは、役場以外で、例えば大沼の出張所とか、大中山コモンとか、そういったところでもできるのかどうかというのを確認させてください。

あと、先ほどの資格確認書の発送時期ですが、今７月下旬という話だったのですけど、これぎりぎりではないとそういったものができないものなのか、多分現在、発行件数というのは１６２ですけども、実際この時期になると、物すごい多分数になると思うのですよね。ただ、やっぱり、保険証が使えなくなってくるということに対して、多分、町民の方も不安な要素が多分出てくるのではないかなと思うので、もう少しお知らせを含めて、例えば１か月前、２か月前みたいな形で、そういった案内含めてできないものか、その点をお願いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　まず、１点目についてでございます。

役場以外でのサポート、マイナ保険証のひも付け作業の支援といった部分につきまして、両出張所でも対応可能でございますので、ぜひ御活用いただければなと思ってございます。

それから、次回の更新の件でございます。今までも被保険者証の更新につきましては、おおむね保険証の有効期限に間に合うように御案内をさせていただいているところでございます。

今回、形は被保険者証ではなく、資格確認書、もしくは資格情報のお知らせという形にはなりますが、事務の流れといたしましては、従前の被保険者証の更新と同様というようにお考えいただきたいと思います。

ただし、今御質問にございましたとおり、初めての被保険者証以外の更新ということになりますので、これにつきましては、できる限り早い段階で皆様に周知して混乱のないように対応していく必要があろうかと思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　２問目入ります。確定申告での事務処理の現状とｅ－Ｔａｘの推進取組に

ついて。国税電子申告・納税システムｅ－Ｔａｘとは、平成１６年２月から申告や納税の事務処理に関して、国民の利便性の向上と行政手続の簡素化、効率化を目指す一環として全国的に導入されたシステムである。

税務署、自治体の窓口に行かなくとも、御自宅など空いている時間帯に作業ができるなどメリットとして挙げられる。当町の事務処理の現状とｅ－Ｔａｘ推進の取組について伺いたい。

１点目、当町の事務処理の現状とｅ－Ｔａｘ推進の取組について、一昨年と比べて国と当町での対応について。

２点目、当町に確定申告に来られた過去５年間分の町民の人数及び１日当たりの平均人数について。

３、確定申告提出件数とそのうちの電子申告の件数について、過去５年間分。

４点目、事務処理に対する職員、会計年度任用職員の人数について。

５点目、事務処理に対応する職員、会計年度任用職員の人件費及び交付税措置について。

５点、お願いいたします。

○議長（木下　敏）　税務課長。

○財務課長（佐藤恵美子）　まず１点目について、所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る当町の事務処理の現状としましては、相談の受付や職員によるシステム入力により申告書を作成しており、申告書は税務所へ引き継いでおります。

また、申告者がパソコンまたはスマートフォンから申告した情報と税務署で受付した申告の情報は、国税連携システムにおいて住民税の付加データとして伝送されますので、当町の所得等の情報との突合を行い、補足または修正等の入力作業を行っております。

次にｅ－Ｔａｘ推進の取組につきましては、令和２年からパソコンだけでなくスマートフォンからの申告が可能となり、令和５年分の申告からはマイナンバーカードを利用したスマホ申告が簡略化され、国ではスマホ申告のさらなる推進強化に取り組んでおります。町では広報紙とホームページの周知のほか、国税局のポスターやチラシを申告会場において利用し、申告受付の際に周知を図り、スマホ申告の推進に取り組んでおります。

２点目、当町に確定申告に来られた過去５年間分の人数と１日当たりの平均人数は、令和２年２，２５５人、平均６９人。令和３年、２，２１７人、平均６９人。令和４年、２，０３２人、平均６９人。令和５年、２，０７０人、平均６８人。令和６年、２，０３５人で平均６２人となっており、人数に大きな変動はなく推移しております。

参考といたしまして、住民税申告者を含めた来庁者数は、令和６年では３，８５８人で、１日当たり平均１１７人となっております。

３点目、確定申告提出の全体の件数と、うち電子申告の件数としまして、令和２年は５，０１７件、うち１，５５４件で全体の３１．０％。令和３年、５，０３２件のうち１，６３７件で３２．５％。令和４年、５，０５２件のうち１，８４０件で３５．７％。令和５年、５，０６５件のうち１，９９６件で３９．４％。令和６年、４，９７２件のうち２，０５９件で４１．４％となっており、ｅ－Ｔａｘを利用した申告割合は徐々に増加しております。

４点目、事務処理に対応する職員の人数についてですが、確定申告の受付事務は、税務課、職員１０名及び会計年度任用職員３名の計１３名が交代で従事しており、加えて申告受付要員として短期雇用している会計年度任用職員は５名となっております。

５点目の人件費については、職員分について申告受付事務のみ切り離しての算出はできませんが、令和６年の申告受付期間中の人件費としては、税務課職員分が８２０万９，０００円。申告受付要員の会計年度任用職員５名分は１１７万４，０００円となっております。

私からは以上です。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　５点目の交付税措置についてでありますが、この部分に関しましては、財政課からお答えいたします。

前段の御質問の内容で確定申告に対応する事務費、ｅ－Ｔａｘの推進に対応する取組経費など、

それらの事務に対して交付税措置がされているのかどうかといった質問の趣旨に受け取りましたが、地方交付税を算定する行政経費の積算において、ピンポイントに確定申告の事務処理に要する経費、ｅ－Ｔａｘの推進に要する経費といった名目で算定されている項目はなく、一般的に町税費という項目に標準的な団体が通常の市町村税の徴収に要する経費として算定されているもので、内容的には、税の賦課及び徴収に関する経費、質問検査に関する事務、督促及び滞納処分に関する事務、国税反則取締法、反則事件に関する事務、その他税に関する事務費が計上されており、七飯町の場合では、全部をひとまとめに総額７，８３９万９，０００円が基準財政需要額に参入されており、実質的な金額ベースでの交付額は４，２８３万６，０００円が普通交付税で措置されています。

一概に、確定申告の事務処理費、ｅ－Ｔａｘの取扱い経費として交付税に参入されているわけではなく、通常のその他税に関する事務費として参入されているとも考えられますので、繰り返しとなりますが、ピンポイントに確定申告の事務処理に要する経費、ｅ－Ｔａｘの推進に要する経費といった名目で交付税に参入されてはございません。

以上です。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　ありがとうございます。ちょっと何点か確認のため質問のほうをさせていただきます。

５年間分のｅ－Ｔａｘの件数ということで、年々、令和２年から上がってきて４割程度ということですけれども、実際問題、ｅ－Ｔａｘのメリットですよね。やはりそこがなかなか周知されていないのかなとも思われるのですけれども、それについての取組、先ほど出ていましたけれども、実際受付に来られる方、当然いろいろな納付書とか、いろいろな書類を持ってきて窓口のほうに来られると思うのですけれども、来られた方に対して、実はタブレット、携帯、こういうのができますよというのを実際に窓口に来られた方にそういった対応を今までやってきたのかどうかをちょっとお聞かせください。

実際、函館税務署のほうでは、来た方に対して、当然普通に入力する部分だと御自分の携帯とかでという形で振り上げられるのですね、実際に来た方に。ですから今、七飯町のほうでもそういったことを今やっているのか、ちょっとそれについてまず１点。

あと、先ほど事務処理の交付税処置の関係なのですけれども、当然１年間通しての分に関して、これだけ多分基本的な計算方法の中で、こういった金額が多分出ていると思うのですけれども、実際、確定申告も含めた中でこの金額で実際足りているのがどうなのか、ちょっとその辺についてお聞かせください。２点。

○議長（木下　敏）　税務課長。

○財務課長（佐藤恵美子）　まず１点目について私のほうからお答えいたします。

ｅ－Ｔａｘの申告の推進の状況なのですけれども、実際に会場のほうにまず確定申告に来られた場合に、所得税の確定申告だけでなくて、所得税に関係のない住民税の申告をしに来る方も多くいらっしゃって、全体の４７％は住民税だけの申告になります。来庁者の方も年齢層をちょっと確認してみると、６５歳以上の確定申告者の方が約６１．６％と、６５歳以上の方がほとんどでいらっしゃいます。

申告の進め方としては、まずは持ってきていただいた書類などを確認しまして、申告書を作成したあとに、スマホ申告というのも簡単にできますよという形でお知らせしている形になります。

以上です。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　２点目の御質問について財政課からお答えいたします。

先ほどの答弁の中で普通交付税の算定において、町の町税費分として普通交付税で算定されている額は７，８３９万９，０００円と答弁しておりますけれども、これに対し実際、令和６年度当初算に計上した税務課の歳出予算は、北海道から委託される道税徴収委託金などの特定財源を除いた

一般財源ベースで約７，０００万円ほどの予算を計上しております。

まず、ここでの段階では普通交付税で算定されている額、町税費のほうが町の歳出予算を上回っており、十分経費の補足がなされているものと言えますが、実際、普通交付税として交付される金額ベースでは、それぞれの町の財政力を考慮して交付額が決定される仕組みから、ここでのそれぞれの町の財政力について説明いたしますが、財政力の算定では、標準的にそれぞれの町が独自の自主財源として収入する町税などの税収額を普通交付税の算定額から控除し、それぞれの町に対する普通交付税の交付額が決定される仕組みとなっているものですから、七飯町が普通交付税の交付額として受け取る町税費分の交付額は、七飯町の財政力指数である０．４５２分を控除した４，２８３万６，０００円相当、こちらは先ほどの答弁でも申し上げましたが、この金額となりまして、先ほどの一般財源ベースでの約７，０００万円と比較した場合では、財政力指数向上後の３，８３６万円を十分上回っていることから、計算上では普通交付税の交付額で、町の歳出経費分をまかなえている計算結果となることが言えるものでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　多分、確定申告も一つの業務の部分ということで、そういった形になっているのかなと思うのですけれども、実際問題、会計年度任用職員とか短期で利用した分というのは、当初の段階でその分も費用を含んでいるのか、それとも別に追加で持ち出しでやっているものか、ちょっとその点についてだけお願いします。

○議長（木下　敏）　税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子）　会計年度任用職員の確定申告要員として雇用している分になりますけれども、当初予算で計上して執行しております。

以上です。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　今、予算の分も仕組み含めてちょっと理解をさせていただきました。

今回こういうような質問をさせていただいたというのが、当然、ｅ－Ｔａｘ、町民の方にお願いするような形になるかと思うのですけれども、そうすることによって、税務課の職員含めて、その業務の負担が多少になりとも減るかと思うのですよ。当然、そういった部分の会計任用職員の人件費もそうですし、残業についても、いくらかそういったｅ－Ｔａｘを町民に利用してもらうことによって、いくらか経費の削減につながるのではないかと考えられます。それが目に見える部分の効果なのかは、ちょっと定かではないですけれども、日頃から、そういった部分を抑制することによって、当然かかる分の支出すべき部分を圧縮して、また逆にその分を違う事業に振り分けるとかそういった考えもできると思うのですよね。

今後、これ今確定申告税務課の部分でお話しさせていただいてますけれども、今後ほかの課の部分も、そういった部分で支出の部分を圧縮する、そういった目に見える部分ではないかもしれないですけれども、そういった部分を、やっぱり各課でやっていただきたい。その点について、財政の課長でもいいし、町長でもいいので、新年度に向けて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青木栄久雄）　町の事務全般につきましては、おとといの一般質問でも答弁しておりますけれども、行財政改革事項としてうたわれております町の行政事務のＩＣＴ課については、今後も引き続き取り組んでいく事項として、いろいろな町民、または利用者からの申請窓口業務については、電子化を進めていくこと、またこれらに対する受付業務でも、町からの通知につきましても、できるものから順次そういったものを取り入れて、業務の負担を軽減、もしくは経費の節減などについても図ってまいりたいというような考えで、今後も取り組んでいくことで、業務事項としてもうたわれておりますので、今後も引き続き、そのような方針の方向で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

江口勝幸議員

○３番（江口勝幸）　通告に従って一問質問いたします。

七飯町内の防災と情報の周知について、ここ数年、国内において地震による大規模災害、また、台風や線状降水帯による水害など、度々ニュースや情報誌から防災対策の重要性が重視されている。地震と豪雨の二重災害に見舞われた石川県能登半島の自然災害が記憶に新しい。

七飯町近隣市町が特に注視するべき点は、昨年３月、２３年ぶりに火山性微動が観測された活火山の駒ヶ岳である。そのことからも災害への事前準備等の啓蒙活動が必要と考えられる。そこで、以下の点について伺いたい。

１、避難行動要支援者避難行動制度に該当する対象者の数と、昨年各地により提出された数について。

また個人情報の取り扱いが難しい中ではあるが、この制度による個別避難計画の策定を町ではどの程度把握しているか。

２番、町内５０機設置している屋外スピーカーや、町内に配付されている個別受信機、また庁舎や出張所に設置しているデジタルサイネージについて、町民からどのような意見が届いているか。個別受信機について、当初の配付数と現在の返却数についてもお答えいただけますか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　まず１点目の避難行動要支援者避難支援制度についてお答えします。

現在町で把握している避難行動要支援者の人数は１，６２７名で、この方々に対する避難支援個別計画の作成を各町内会に令和５年１０月に依頼しております。

これに対して現在のところ１８の町内会より、１６２名分約１０％の個別避難計画が作成され、町へ提出いただいております。

この計画作成の進捗が十分でない現状につきましては深刻に受け止めております。町内会の皆様にとって大きな負担となることや、要支援者の多様なニーズに対応するためには慎重な対応が求められており、時間を要していることがその理由と考えています。

この個別計画の作成は各町内会の皆様をはじめ、町民の皆様全体での取組が必要ですので、皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、可能な限り早期に計画作成の完了を目指してまいりたいと考えております。

二点目につきまして、まず屋外スピーカーにつきましては、気象等の条件によっては音声が聞き取りづらいという御意見や定時音楽放送がうるさいなどといった御意見をいただくことがありました。

次に、個別受信機につきましては、突然大音量で鳴ると驚くという御意見や操作方法に関するお問い合わせなどもいただいております。

最後にデジタルサイネージについては、特に日中の明るい時間帯は表示内容が見えづらいといった御意見をいただいております。

なお、このような否定的な御意見につきましては、現在の防災行政無線システムの運用を開始した令和４年３月当初には一定数いただいておりましたけれども、現在３年ほどがたちまして、このような御意見をいただくことはほぼなくなってきてはおります。

いずれにしても、町民の皆様の声は、町にとって貴重なフィードバックの一つと真摯に受け止めておりますので、今後も丁寧な説明で御理解をお願いするとともに、改善できる部分に関しては改善に努めてまいりたいと考えております。

また、最後の個別受信機を当初配付した台数は３，８４２台であり、現在までの返却数は８８３台でございます。これに追加で配付した台数や故障により破棄したものもあるため、現時点で町民の皆様にお使いいただいているのは３，１５０台、町で保管してあるのは約１，３００台となっております。

個別受信機につきましては、屋外スピーカーの課題を補う大変有効な情報伝達ツールと捉えておりますので、今後も普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　一つずつちょっと確認いたします。

まず、個別計画のことなのですけれども、今の答弁内容だと１０％というのは少なすぎるなという、今各町内会に周知して集めた集計の数字の中で、全体の１０％となると、やっぱり救助が遅れてしまうような状況にもなりかねない状況。新聞紙にも載っていたのですけれども、その辺あたりでも同じような個別計画の人数が足りていないような状況。やっぱり高齢者の動きとかも、高齢者だけではなくて障がい者とかでも、孤立して救助が遅れてしまうというのは、やっぱり不安になります。今回この１０％に対してまずどう思うかということ、個別計画に際しての再周知のことに関して、まずお聞かせください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　この１０％しかまだ完成していないという状況につきましては、最初にも申し上げましたけれども、町としても非常に深刻に受けとめております。危機感を持って対応したいと考えております。

令和５年１０月に各町内会に依頼した際には、いついつまでに提出してくださいというような期限は特に設けずに、作成次第、出来次第、町へできた分を提出していただくこととしておりましたが、それから約１年半が経過しておりますので、この作成作業を進める上での、町内会側での負担ですとか課題なども浮き彫りになっていると考えますので、議員の御提案のとおり、もう一度、周知の上、町内会の皆様方の御意見も十分に踏まえながら、御依頼したいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　今の個別計画の再周知なのですけれども、これ私の耳にちょっと届いている話もあるのですけれども、町内会の役員さんだけで止まってたという部分もあるのですよ。なので、再周知に関しては、きちんと、それこそ班長に届く、近隣の方にも届くような方向としてやっていただけるかどうかということで、この質問でお願いします。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　この最終値に関してなのですけれども、もう一度、町内会連合会の役員の皆様方の御意見など、町内会長や、町内会の御意見なども十分に踏まえまして、その反省を踏まえた上で、班長ですとか、町内会の皆様に周知が行き渡るように、努力してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　２番目の質問のスピーカーと個別受信機とデジタルサイネージは、ちょっと別々に確認させてください。

個別スピーカー、気象状況によって音が聞こえづらくなる、確かに雪降ってしまうと音を吸収されてしまって消えてしまうというのもあるのですけれども、逆にうるさいとも言われて調整難しいかもしれないのですけど、音質とかの調整とかというのはなされていたのでしょうか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　この屋外スピーカーなのですけれども、実施設計時に一定の基準による音響伝達の調査をした上で、町内の居住地全体を網羅できるように、屋外スピーカーの数や位置などを決定しており、運用を開始した後においても、定時音楽放送や訓練、点検などを通じて、聞こえやすさ等を順次確認しております。

しかし、この聞こえやすさなのですけれども、やはり聞く方と屋外スピーカーとの距離や遮蔽物、風向き、雨風の音など気象条件などに、さらには個人の聴力や主観などにも左右される部分もあるため、町内全ての方がどこにいても確実に聞き取れるような水準にまで整備するというのは、非常に困難だというふうには、町としては捉えております。

このため、最低でもスピーカーから何かの放送が言葉が流れているということだけでも気付いていただいて、聞き取れなかった内容は電話による聞き直し機能を御利用いただくほか、個別受信機の希望者への配付、公式ＬＩＮＥの友達登録などの鑑賞を積極的に行うことで、全ての方が放送内容を確実に確認していただくことを目指しており

ますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　個別受信機のことですが、返却が８８３台。私、いろいろな方から聞いている話なのですけれども、やはりＪアラートとか、災害警報とか、突然鳴って驚かれる方がやはり多いのですよね。それで、言葉は悪いですけれども要らない、そのまま返すとか、使ってないとかってよく聞くのですけれども、今、ほかの町の使い方でもよく耳にするのですが、それこそ防災情報の中に、例えば、町の中で起きた交通事故のことの啓発活動とか、この町で言うところの、先月、大雪で松の木が折れました。その国道を歩行する方は注意してくださいなどの防災的な部分の放送というのも、もしやっていただけたらなという。

ほかの町での使い方というのは、ごみの周知の仕方や町内イベントの仕方。今この個別受信機に慣れていただいて、日常的に流れるような状況にはできないものかなと、ちょっと思ったのですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　この防災行政無線設備、スピーカーも含めて、個別受信機とスピーカーに関しての災害時以外での日常での活用に関しては、以前の議会でも答弁しているのですけれども、特にそれまでこの設備を町全体に整備するまで、防災無線設備がなかった地域に関しては、この放送、突然鳴る放送に対する抵抗感が非常に強くて、苦情、うるさいだとか、びっくりしただとかという苦情をいただくことがかなり多かったこともあり、また頻繁に流すことで、大事な緊急情報の希薄化も懸念されるといった観点から、町としてはなるべく、緊急時以外の放送は極力控えているといった状況でございました。

しかし、この運用開始して約３年がたっていますので、町民の皆様も運用した当初よりはいく分この放送に慣れてきていただいているとは考えますので、防災行政無線運営委員会のほうとも相談しながら、徐々にとはなりますけれども、この有効活用、災害以外での有効活用の方策について、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　このデジタルサイネージのことなのですが、町内各所に設置しておられる、そのデジタルサイネージなのですが、暗くて見づらいというのは、私も同じ意見なのですけれども、災害時には大きな文字で警報や情報を流せるような状況になっておられるかということ、あと、今のモニターを今より明るいものに変える考えはないかということを確認いたします。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　こちらのデジタルサイネージの見づらさに関しましては、町としても導入当初よりそのように感じておりまして、率直に受け止めております。

実際に、更新の検討も行ってはいたのですけれども、何分導入してまだ３年くらいしかたっていないということと、あと導入時に活用した緊急防災減災事業債という起債の償還期間の残りもまだ１２年ほど残っているため、現段階ですぐに更新することは難しいと考えております。

今後、有利な補助金等の活用なども模索しながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第３

議案第５２号　七飯町税条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第３　令和６年議案第５２号七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、

令和６年１２月１２日の本会議において、総務経済常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

稲垣委員長。

○８番（稲垣明美）　委員会報告第１号、総務経済常任委員会報告書。

令和６年１２月１２日、第４回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年１月３１日、七飯町議会議長、木下敏様。総務経済常任委員会委員長、稲垣明美。

記。

１、事件名、令和６年議案第５２号七飯町税条例の一部改正について。

２、審査の経過、令和６年１２月２３日、令和７年１月１６日、３１日の３日間委員会を開催し、税務課長の出席を求めて審査を行った。

３、決定及び理由。（１）決定。原案可決。

（２）理由。当委員会に付託された七飯町税条例（以下「条例」という）の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）が、令和６年６月７日に交付され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という）が改正されたことに伴い、七飯町税条例中の引用条項について改正を行うものである。

また、地方税法第４４３条及び地方町税条例第８０条に定める軽自動車税の納税義務者である当該軽自動車の所有者または使用者が交付された標識（ナンバープレート）を毀損または亡失した場合において、その原因が故意または過失に基づくときに納める標識弁証金については実費を納めることとしていることから、令和７年４月１日届出分からの弁償金額を実費相当額に改めるものである。

主な改正理由は以下のとおりである。

①町民税関係等（３６条の２第１０項、第８９条第２項第２号、第１３９条の３第２項第１項及び第１４９条第１項）においては、法の引用条項について「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

②軽自動車税関係（第９１条第７項）においては、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定について、標識の交付を受けた者の故意または過失により、当該標識を毀損または亡失したときの弁償金「２００円」を「４００円」に改める。

附則には施行期日について、軽自動車税関係においては、令和７年４月１日から町民税関係等においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に規定する日からとしている。

また、軽自動車税関係の改正における経過措置として、施行の日以後に届出された標識の再交付の場合において適用し、同日前の届けではなお従前の例によるとしている。

標識の弁償金について、渡島管内の他市町の状況は、北斗市及び鹿部町においては５００円としており、その他の市町では１００円から３００円である。

また、標識作成原価は１枚当たり３７４円となっており、標識交付時の人件費等を考慮すると、弁償金額を４００円とすることは妥当である。

以上のことを留意の上、条例の一部改正の内容を審査したところ、町民税関係等については、関係する法の改正に伴い、引用条項の改正をするものであり、軽自動車税関係については、標識弁償金について、実費を求めるための条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員の一致で、原案のとおり可決すべきものと決定した。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。委員長お疲れ様でした。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

令和６年議案第５２号七飯町税条例の一部改正についての委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり、原案可決にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

日程第４

議案第５３号　七飯町手数料条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第４　令和６年議案第５３号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和６年１２月１２日の本会議において、総務経済常任委員会に付託されたものであります。閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

稲垣委員長。

○８番（稲垣明美）　委員会報告第２号、総務経済常任委員会報告書。令和６年１２月１２日に第４回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年１月３１日、七飯町議会議長木下敏様。

総務経済常任委員会委員長稲垣明美。

記。

１、事件名、令和６年議案第５３号七飯町手数料条例の一部改正について。

２、審査の経過。令和６年１２月２３日、令和７年１月１６日、３１日の３日間委員会を開催し、税務課長の出席を求めて審査を行った。

３、決定及び理由。（１）決定。原案可決。

（２）理由。当委員会に付託された七飯町手数料条例、（以下「条例」という）の一部改正は、「第６次行政財政改革大綱」中の歳入確保の取組として、税務事務に係る手数料を見直し、これまで無料としていた「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳」の交付手数料を有料化するため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第２条（徴収すべき事項及び金額）関係の別表２８項を「土地・建物に関する手数料」とし、「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧の及び交付」を追加し、一件につき３００円と定めるものである。

附則には、施行期日を令和７年４月１日からとしている。固定資産課税台帳の閲覧の手数料を定める七飯町税条例第７３条の２において、４月１日から、固定資産税第１期納期限まで実施する課税台帳の閲覧期間においては、納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しないことと定めていることから、当該期間中は、名寄帳兼課税台帳の交付及び納税義務者または相続人以外の閲覧の場合のみ手数料を徴収することとしている。

渡島管内の他市町の状況は、松前町及び木古内町においては、従前から閲覧及び名寄帳兼課税台帳の交付手数料を徴収しており、その他の市町では無料となっている。

以上のことを留意の上、条例の一部改正の内容を審査したところ、新たな歳入確保の取組として、条例の一部を改正しようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。令和６年議案第５３号七飯町手数料条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

日程第５

議案第５５号　空き地の環境保全に関する条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第５　令和６年議案第５５号空き地の環境保全に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和６年１２月１２日の本会議において、民生文教常任委員会に附託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

池田委員長。

○１２番（池田誠悦）　委員会報告第４号民生文教常任委員会報告書。

令和６年１２月１２日第４回定例会における議決に基づき、当委員会に附託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年２月１８日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長池田誠悦。

記。

１、事件名。令和６年議案第５５号空き地環境保全に関する条例の一部改正について。

２、審査の経過。令和６年１２月２３日、令和７年1月１４日、２月３日、１８日の４日間委員会を開催し、環境生活課長の出席を求めて審査を行った。

３、決定及び理由。（１）決定。原案可決。

（２）理由。当委員会に附託された空き地の環境保全に関する条例、（以下「条例」という）の一部改正は、雑草等の除去手数料について、料金改定を行う条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第７条（手数料）の第２項を第３項とし、第１項の次に手数料の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとするを加えるとしている。

附則には、施行期日を令和７年４月１日からとしている。

また、別表（第７条関係）に定める空き地の面積ごとの手数料の額（雑草等の除去手数料）を次のように定めている。

備考１、この表に定める額で、雑草等の除去を２回行うものとする。

２、雑草等の除去を３回行う場合の料金は、この表に定める額に１．２５を乗じて得た額とする。

３、土地を年度の途中で取得した場合または売払いした場合その他申込みの時期などによって雑草等の除去を１回とする場合の料金は、この表に定める額に０．７５を乗じて得た額とする。

町が空き地の所有者等から申請に基づき、雑草等の除去を代行する業務においては、この経費を申請者から徴収（雑草等の除去手数料）し、業務処理については、代行業務を請け負う法人と委託契約を締結し実施しているが、昨今の物価高騰や労務単価の上昇により、委託料の増額改定が見込まれることから、所要の料金改定を行うものである。

以上のことを踏まえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、環境保全対策の維持と代行業の継続を図るために、条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

委員長お疲れ様でした。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。令和６年議案第５５号空き地の環境保全に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに決定いたしました。

日程第６

常任委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第６　常任委員の選任を議題といたします。

このたびの常任委員の選任については、任期満了に伴う後期の委員の選任であります。七飯町議会委員会条例第６条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務経済常任委員に澤出明宏議員、神﨑和枝議員、江口勝幸議員、川上弘一議員、稲垣明美議員、中川友規議員、木下敏議員、以上７人の議員を、次に民政文教常任委員に青山金助議員、佐々木陵二議員、田村敏郎議員、平松俊一議員、上野武彦議員、池田誠悦議員、川村主税議員、以上７人の議員を、それぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前１１時２９分　休憩

午前１１時４０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

諸般の報告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

ただいま各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務経済常任委員会は、委員長に澤出明宏議員、副委員長に江口勝幸議員。

民政文教常任委員会は、委員長に平松俊一議員、副委員長に佐々木陵二議員、以上のとおり互選した旨の報告がありました。

ここで各委員長に就任の挨拶をお願いいたします。

初めに、総務経済常任委員長からお願いいたします。副委員長も一緒にお願いいたします。

○１番（澤出明宏）　ただいま御紹介に預かりました、総務経済常任委員会委員長を拝命いたしました澤出と申します。

町の非常に重要な部分の審議をする、非常に重大な役割だと思っております。その意味で身の引き締まるような思いでおります。

皆様の御協力のもと、精神誠意頑張ってまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

副委員長の江口勝幸議員です。よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　次に、民生文教常任委員長にお願いいたします。

副委員長も一緒にお願いいたします。

○１０番（平松俊一）　ただいま民生文教常任委員会、互選によりまして委員長に就任させていただきました平松。隣は副委員長佐々木陵二であります。

町民の関心の高い、非常に将来にわたって問題のある案件が山積しておりますので、各委員の御協力、さらには、ほかの議員の協力も得ながら、精神誠意努めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　以上で就任の挨拶を終わります。

日程第７

議案第１４号　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第７　議案第１４号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは、議案第１４号、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の１ページ、資料１の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例ですが、１の期末手当の改定理由として、地方公共団体の給与改定は、国家公務員の給与を考慮し、定めなければならないとされており、令和７年１月３１日開会の令和７年第１回七飯町議会臨時会において、国家公務員の給与改定に伴う職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について議決をいただいたところでございます。

同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当支給付数を一般職の期末手当及び勤勉手当の総支給月数、国家公務員改定後の総支給月数と同様の支給付数とするために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、２の期末手当の改定内容でございますが、町長、副町長及び教育長の期末手当の各支給月数を０．０５月分引き上げ、合計で０．１０月分引き上げるものでございます。

具体的に表を御参照願います。区分の（１）の現行の６月及び１２月期覧の期末手当の２．２５月を区分の（２）令和７年度以降の６月期、１２月期の期末手当を２．３０月に改め、年間の期末手当の支給付数を４．５０月から４．６０月分とする改正内容となります。

なお、この引き上げによる影響額は２３万４，０００円の増となるものでございます。

次に、３の施行期日でございますが、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対象表につきましては、２ページ資料２のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第１４号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１４号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第８

議案第１５号　職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第８　議案第１５号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは議案第１５号職員の給与に関する条例等の一部改正について提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の３ページ、資料３の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例の概要としまして、はじめに１の改正理由ですが、令和６年人事院勧告のとおり、令和６年１２月１７日に国家公務員の改正給与法が可決されました。

人事院勧告による令和７年４月１日実施の給与制度の整備のほか、人事院の意見の申し出による

仕事と生活の両立支援の拡充を目的とする育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されることに伴い、本町においては、国公準拠の下、国家公務員と同様の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例は、職員の給与に関する条例、七飯町職員の管理支度に関する条例、職員の勤務時間休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例を一括して改正するものでございます。

次に改正内容ですが、２の給与表の改正でございます。（１）となりますが、給与表を改正し、３級以上の俸給の最低水準の引き上げを行い、より職責を重視した俸給体系へ見直します。

（２）は（１）と合わせて、号俸の切り替えを実施するものでございます。職務の級が３級の職員については、４号俸下位への号俸に、４級及び５級の職員については、８号俸下位への号俸に、６級の職員については、１２号俸下位への号俸に、７級の職員については、１６号俸下位への号俸に、それぞれ号俸を切り替えるものでございます。

次に３の扶養手当の改正でございますが、改正は２か年で段階的に適用されます。配偶者に係る扶養手当を現行の月額６，５００円から、令和７年度は月額３，０００円に引き下げ、令和８年度以降は廃止いたします。

一方、子に係る扶養手当を現行の月額１万円から、令和７年度は月額１万１，５００円、令和８年度以降は、月額１万３，０００円に引き上げるものでございます。

改正に係る影響につきましては、令和７年度は一般職８５人、令和７年度の影響額は５８万２，０００円となり、同様に令和８年度は一般職７２人、令和８年度影響額は８２万８，０００円を見込んでおります。

次に４の地域手当の改正でございますが、地域手当の支給地域及び、支給割合の改正となりますが、（１）支給地域の改正といたしまして、東京都は東京都特別区に改めます。

（２）札幌市の支給割合の改正といたしまして、１００の３を１００分の４に改めます。令和８年７月１日からの適用となります。

次のページを御覧いただきたいと思います。次に、５の管理職員特別勤務手当の支給対象勤務時間の拡大でございます。

災害への対処など、平日深夜に係る支給対象勤務時間帯を改正するものでございますが、現行では午前０時から午前５時までが対象時間となっておりますが、これを午後１０時から翌日の午前５時までに改め、２時間の拡大を行います。

改正の２から５までのここまでが、職員の給与に関する条例の改正内容となります。

次に６の再任用された職員への住居手当及び寒冷地手当の支給でございます。再任用職員に一般職と同様の住居手当及び寒冷地手当を支給するもので、七飯町職員の管理手当に関する条例の規定に、定年前再任用、短時間勤務職員を加える改正を行うものでございます。なお、対象職員は再任用職員６人となり、影響額６２万９，０００円を見込んでおります。

次に、７の仕事と生活の両立支援の拡充でございます。男女ともに仕事と育児及び介護を両立できるようにするための措置を講ずるに当たり、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休養等に関する条例中所要の事項を改正するものでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容としまして、ア、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を現行の３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大いたします。

イ、仕事と介護を両立するための勤務環境の整備に関する措置等を講じます。職員の育児休業等に関する条例の改正内容は、条例中に引用している条ずれを改めるものでございます。

次に、８の施行期日ですが、この条例は令和７年４月１日から施行いたします。

最後に９の経過措置ですが、扶養手当の改正につきましては、令和８年４月１日まで段階的に改定を行っていくため、令和７年度における扶養手当の経過措置を設けます。

地域手当の改正については、国の見直しに順じて段階的に改定を行っていくため、令和７年度における地域手当の経過措置を設けます。

育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する改定については、７の（１）アに係る請求を行おうとする職員は、令和７年４月１日の前においても請求を行うことができる経過措置を設けるものでございます。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対象表につきましては、５ページから１９ページまでの資料４から資料８として添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第１５号、職員の給与に関する条例等の一部改正の提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。議案第１５号職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時５３分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第９

議案第１６号　七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第９　議案第１６号七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第１６号七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします条例の一部改正でございますが、この改正は公共施設の再編、再配置計画により、見直しの対象となった施設の再編整備を進めるため、令和６年第４回定例会に提案しました関係条例の一次改正分に引き続き、協議が整った残る２施設の関係条例を二次改正分として、まとめて一つの一部改正条例として提案するものでございます。

それでは、議案関係資料の９、２０ページをお開き願います。

初めに１の改正理由でございますが、今回見直しする施設については、本町地域センター、文化センターの２施設となり、一つ目の本町地域センターは、当該施設に入居する七飯町社会福祉協議会及び七飯町図書室がそれぞれ移転することとなり、各団体の移転の完了をもって、本町地域センターの用途を行政財産から普通財産へ変更するため、七飯町地域センター条例中の本町地域センターに関する規定を削除いたします。

次に、二つ目の文化センターは、七飯町図書室が文化センター内へ移転することとなり、文化センターの貸室として利用されている小会議室を図書室施設に変更するため、七飯町文化の森生涯学習施設条例中の小会議室に関する規定を削除いたします。

次に、２の改正内容でございますが、（１）の七飯町地域センター条例の一部改正では、第２表の表及び別表第１から本町地域センターに関する規定を削除いたします。

次に（２）の七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部改正は、別表１に規定する貸室から図書室施設として利用する小会議室を削除し、またこの改正に併せ所用の文言整理を行うものでございます。

次に、３のこの条例の施行期日でございますが、この条例は令和７年４月１日から施行いたします。ただし、七飯町地域センター条例の一部改正については、入居団体の移転の完了に合わせ、令和７年１０月１日から施行するものといたします。

最後に４の経過措置としまして、令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの間は、本町地域センターからの移転期間となるため、本町地域センターを使用する者の使用料は、町が補助金等を交付している法人であっても免除することができる特例規定を設けるものでございます。

以上、ここまでが七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部を改正する条例の概要となりますが、まとめて改正する２本の関係条例の新旧対象表につきましては、次のページ、資料１０からそれぞれ添付してございますので、御参考としていただければと思います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１６号七飯町地域センター条例及び七飯町文化の森生涯学習施設条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０

議案第１７号　七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第１０　議案第１７号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　それでは、議案第１７号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について提案説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、資料２４ページの資料１２を御覧願います。

１、改正理由でございます。大沼岳陽学校区における町立の学童保育クラブである沼っ子クラブについて、以前より施設の老朽化が懸念されておりましたが、令和７年４月から町内の社会福祉法人が大沼岳陽学校隣接地に移転改築した大沼保育園と合わせて学童保育クラブを開所することとなり、同学区における利用予定人数の定員を確保できることから、町立学童保育クラブを閉所します。

また、共働き世帯の増加により、放課後の子どもの居場所に対する潜在的ニーズが高まっているほか、夏休み等の長期休暇における学童の利用が年々増加しています。

上記を踏まえ、七飯町学童保育クラブ条例において所要の一部改正を行うものです。

２、改正内容でございます。（１）沼っ子クラブを令和７年３月３１日に閉所することとし、第２条の表より沼っ子クラブを削ります。

（２）学童保育クラブの入所希望者数増加への対応のため、同表において、学区内に町立の学童保育クラブしかない藤城小学校区のあおぞらクラブの定員を３０名から４０名へ増員します。

３、施行期日ですが、この条例は令和７年４月１日から施行します。なお、議案関係資料２５ページの資料１３に新旧対象表を添付してございますので、御参照願います。

以上で、議案第１７号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正についての提案説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。議案第１７号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１

議案第１８号　七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第１１　議案第１８号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　それでは、議案第１８号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、資料２６ページの資料１４を御覧願います。

１、改正理由でございます。家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者、及び事業所内保育事業者（以下家庭的保育事業者等という）は、保育の内容に関する支援や、代替保育などの事項について、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定子ども園（以下連携施設という）を確保しなければならないとされています。

しかし、実態として、家庭的保育事業者等の連携施設確保が困難な状況であることから、基準緩和のため、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令、令和７年内閣府令第７号が、令和７年４月１日より施工されます。

上期の府令改正に対応するため、七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の一部改正を行います。

２、改正内容でございます。

（１）家庭的保育事業者等と連携施設間での連携協力項目及び連携施設の確保の特例に関する規定について、次のとおり基準を緩和する改正を行います。

ア、保育の内容に関する支援について、家庭保育事業者等が連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とします。

イ、代替保育について、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とします。

ウ、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を５年間延長します。

（２）七飯町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、管理栄養士試験の受験資格の見直しにより、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能になることに伴い、家庭的保育事業者等へ栄養指導を行うものとして、管理栄養士を加えます。

３、施行期日ですが、この条例は、令和７年４月１日から施行します。なお、議案関係資料２７ページから３５ページの資料１５及び資料１６に新旧対象表を添付してございますので、御参照を願います。

以上で、議案第１８号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１８号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２

議案第１９号　七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第１２　議案第１９号七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、議案第１９号七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

主な改正内容については、議案関係資料３６ページ、資料１７の七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

１、改正理由でございますが、令和６年３月２９日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する条例が交付され、介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号に規定する地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、要件を緩和する改正が行われたため、所要の一部改正を行うものです。

なお、一部改正条例は、令和６年４月１日から施行されておりますが、市町村における条例改正を最長１年間猶予する経過措置が設けられております。

２、改正内容ですが、これまでは、１の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者おおむね３，０００人以上、６，０００人未満ごとに次に掲げるものとして、（１）保健士その他これに順ずるもの。

（２）社会福祉士その他これに順ずるもの。

（３）主任介護支援専門員その他これに順ずるものを専従・常勤の職員としてそれぞれ１人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

また、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると、地域包括支援センター運営協議会が認める場合においては、複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域における、第１号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって、配置基準を満たすことができるようになります。

３、施行期日ですが、この条例は交付の日から施行いたします。

なお、新旧対象表につきましては、議案関係資料３７ページ、資料１８に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１９号七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３

議案第２０号　七飯町一般会計補正予算（第８号）

○議長（木下　敏）　日程第１３　議案第２０号令和６年度七飯町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第２０号令和６年度七飯町一般会計補正予算（第８号）について、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算の概要となりますが、大きく分けて三つの項目で整理しており、一つ目に、国の令和６年度補正予算第１号により追加された学校施設環境改善交付金事業について、令和７年度に実施する予定であったⅡ期目工事の七飯中学校長寿命化改修事業や、空調設備設置事業などを、財政措置が有利となる国の補正予算に申請し、採択されたことから、これらの事業費を令和６年度補正予算に追加する予算措置が１点目で、次に二つ目は、町が進める公共施設の再編再発計画により、見直しの対象となった公共施設の再編整備費や、七飯町図書室の移転に伴う関連事業費を追加する補正予算が２点目となり、最後の３点目は、令和６年度事業の執行を整理するため、事業完了による付与額、入札等の契約金額が確定したことによる残額の整備によるもので、年度末までの事業費の精査による予算の補正と歳入においては、国から交付される負担金、補助金などの交付額の確定、その他の歳入では、調定金額の確定、または見込みによる歳入予算の過不足の精査など、いわゆる整備予算を中心とした補正予算となります。

また、これらの整理予算をもとに、財政調整基金をはじめとする、各基金からの繰入金の減額、または各基金への積立など、主に財政基盤の強化を図ることを目的とした補正予算となります。

このため、整理予算として計上した科目は、全区から全事業対象に補正予算を積み上げていますので、一般的な科目、または過不足の増減額の説明は省略し、目ごとに総額のみの説明にとどめさせていただき、特に説明を要する事業の場合のみ、その内容の説明をしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、一般会計補正予算（第８号）について御説明申し上げます。

第１条は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ９億９，２８８万３，０００円を追加し、総額を歳入歳出、それぞれ１５７億９，０００万円とする補正予算と、第２条は、繰越明許費の事業を追加廃止及び変更することについて第２表に、第３条は、債務負担行為の事項を変更することについて第３表に、第４条は、地方債の追加、廃止及び変更することについて第４表に定めるものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明申し上げます。３１ページをお開き願います。

初めに、１款１項１目議会費は２３万円の減額。

２款総務費１項１目一般管理費は、総務行政費から３３ページに移りまして、公用車一括管理費まで、１目一般管理費の合計で１８６万７，０００円の減額。

２目広報費は２４６万８，０００円の減額。

３目財政管理費は、この度の整備予算及び歳入の収入見通しにより、それぞれの基金に積立可能な予算を財政調整基金をはじめとする各基金へ次立てする予算となりますが、初めに財政管理費は、災害による減収や災害時の応急復旧事業など、不足の支出に備えるため、北海道市町村備荒資金組合納付金に１，０００万円を追加。

財政管理基金費は、各基金から生ずる運用利息と歳入の普通交付税の追加交付分などを合わせ、財政調整基金に６，０９０万６，０００円、減債基金に４，３５０万４，０００円、公共施設整備基金に４，５３３万５，０００円を追加し、３基金の積立金の合計で１億４，９７４万５，０００円を追加。

３５ページに移りまして、特定目的基金費は同じく、基金から生ずる運用利息分と原資の積立分

を合わせ、活力のあるまちづくり推進基金から下の社会教育施設整備基金まで６基金の積立金の合計で、６，７７３万円を追加。

次に４目、会計管理費は４万１，０００円の減額。

５目財産管理費は、公共施設の再編再発計画により、見直しの対象となった施設の再編整備費をこの予算科目に計上しておりますが、下段にある公共施設再編整備費で、３施設の改修改装工事及び備品購入費に合わせて、４，６３８万４，０００円を追加。

そのほか、上段の財産管理費から庁舎議場改修事業費まで、５目財産管理費の合計で４，４９９万円を追加。

３７ページに移りまして、６目電産管理費は、４７８万９，０００円の減額。

７目企画費は、企画費から３９ページに移りまして、地域交通事業費まで、７目企画費の合計で５８６万４，０００円の減額。

８目出張書費は８万８，０００円の減額。

９目自治振興費は２万７，０００円の追加。

１０目交通安全対策費は４１万８，０００円の追加。

１１目交流推進費は７７万１，０００円の減額。

４１ページに移りまして、１２目地域センター管理費は３０万６，０００円の追加。

２項１目税務総務費は２，７２５万４，０００円の減額。

２目賦課徴収費は６９万９，０００円の減額。

４３ページに移りまして、３項１目戸籍住民基本台帳費は５８万１，０００円の減額。

４項１目選挙管理委員会費は２０万２，０００円の減額。

２目選挙執行費は９４万２，０００円の減額。

５項１目統計調査費は１万１，０００円の減額。

６項１目監査委員費は３万８，０００円の減額。

４５ページに移りまして、次に３款民生費１項１目社会福祉総務費は、社会福祉総務費から、４７ページに移りまして、重層的支援体制整備事業費まで、１目社会福祉総務費の合計で２，１３５万６，０００円の減額。

２目高齢者福祉費は３，１１８万２，０００円の減額。

３目高齢者医療助成費は４万７，０００円の減額。

４目障がい者福祉費は、障がい者福祉費から、４９ページに移りまして、地域生活支援事業費まで、４目社会障がい福祉費の合計で５，９９１万４，０００円を追加。

５目障がい者医療助成費は２５４万３，０００円を追加。

６目社会福祉施設費は４２万円の減額。

２項１目児童福祉総務費は児童福祉総務費から、５１ページに移りまして、児童手当支給費まで、１目児童福祉総務費の合計で２，２８８万９，０００円の減額。

２目児童措置費は８７０万６，０００円の減額。

５３ページに移りまして、３目児童等医療助成費は８３０万８，０００円の減額。

４目青少年育成対策費は１９万５，０００円の減額。

次に、４款衛生費１項１目保健衛生総務費は５８万４，０００円を追加。

２目予防費は成人保険疾病予防等対策費から、５５ページに移りまして、保守保険対策費まで、２目予防費の合計で２９７万４，０００円を追加。

３目環境衛生費は、環境衛生費から、５７ページに移りまして、火葬場及び墓地管理費まで３目環境衛生費の合計で１４３万９，０００円の減額。

４目環境保全対策費は５３２万１，０００円の減額。

５９ページに移りまして、５目保険センター管理費は１０万８，０００円の減額。

６目健康センター管理費は５５万３，０００円の減額。

２項１目清掃総務費は１００万６，０００円の減額。

２目塵芥処理費は２０４万１，０００円の減

額。

次に、６款農林水産用費１項１目農業委員会費は４２万７，０００円の減額。

６１ページに移りまして、２目農業総務費は５万４，０００円の減額。

３目農業振興費は１，０９４万５，０００円の減額。

４目農地費は４３１万４，０００円の減額。

５目町営牧場運営費は５８万５，０００円の減額。

６３ページに移りまして、２項１目林業費は６１１万３，０００円の減額。

次に、７款商工費１項１目商工費は１，４７２万８，０００円の減額。

６５ページに移りまして、２目観光費は５５７万６，０００円の減額。

３目国際交流プラザ管理費は２２万９，０００円の減額。

次に、８款土木費１項１目土木総務費は２２万３，０００円の減額。

２項１目道路橋りょう費は、道路橋りょう維持費から６７ページに移りまして、除排雪対策費まで、１目道路橋りょう維持費の合計で２，５６１万１，０００円の減額。

２目、道路橋りょう新設改良費は、このたびの補正予算で、多額な減額補正となっておりますが、これには当初、国へ要望した社会資本整備総合交付金事業に対し、国からの交付金が半分程度しか確保できず、事業が次年度以降に先送りとなったため、多額の減額補正となったものでございます。

下段の社会資本整備総合交付金事業費道路で、２億７９２万７，０００円を減額するほか、２目道路橋りょう新設改良費の合計で２億１，０２６万２，０００円の減額となります。

６９ページに移りまして、３項１目河川費は３，７４６万２，０００円の減額。

４項１目都市計画費は１万１，０００円の減額。

３目公共下水道費は１７３万１，０００円の減額。

５項１目住宅管理費は１４７万６，０００円の減額。

７１ページに移りまして、次に９款消防費１項２目災害対策費は１７万２，０００円の減額。

１０款教育費１項１目教育委員会費は１０万３，０００円の減額。

７３ページに移りまして、２目事務局費は事務局費、学校庶務から７５ページに移りまして、教員住宅管理費まで２目事務局費の合計で２８５万４，０００円の減額。

２項１目小学校費の学校管理費は８８３万２，０００円の減額。

２目教育振興費は２１０万円の減額。

７７ページに移りまして、３目学校整備費は前段で御説明しました国の令和６年度補正予算第１号において追加された学校施設環境改善交付金事業に、令和７年度実施予定の学校整備事業が採択されたことから、新たに加えた目で、小学校大規模改造事業費では、現在工事施工中の各小学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分に２億２，４７２万２，０００円を追加。

七重小学校、藤城小学校及び大沼岳陽学校の校舎棟照明設備改修工事ＬＥＤ化に３，３２９万７，０００円を追加。

七重小学校のトイレを洋式化する改修工事に４９３万９，０００円を追加し、小学校大規模改造事業費の総額で２億６，２９５万８，０００円を計上しておりますが、執行については、全額令和７年度への繰り越し事業として実施するものでございます。

次に、３項１目中学校費の学校管理費は、中学校管理運営費に、令和７年度から使用する教科書の指導書等の購入に１，２５２万３，０００円を追加するほか、その他は決算見込みにより、１目学校管理費の合計で７４４万８，０００円を追加。

２目教育振興費は１４３万１，０００円の減額。

３目学校建設費の七飯中学校長寿命化改修事業費は、２か年工事にわたる契約のうち、令和６年度実施分の支払い額に合わせ、２億５，１４０万７，０００円の減額。

７９ページに移りまして、次の七飯中学校長寿命化改修事業費Ⅱ期工事分と中学校大規模改良事

業費については、小学校費の学校整備費と同様に、国の令和６年度補正予算（第１号）により採択された学校施設環境改善交付金事業の中学校費の追加分で、七飯中学校長寿命化改修事業費Ⅱ期工事分は、総額１１億１，１９１万７，０００円を追加。

中学校大規模改造事業費では、現在工事施工中の大沼岳陽学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分に２，３３２万円を追加。

大沼岳陽学校校舎棟照明設備改修工事ＬＥＤ化に４７５万２，０００円を追加し、中学校大規模改造事業費の総額で２，８０７万２，０００円を計上しておりますが、執行については、全額令和７年度への繰り越し事業として実施するものでございます。

次に、４項１目社会教育総務費は７０万６，０００円の減額。

２目文化振興費は、次のページで、本町地域センターの老朽化により文化センター内に移転する七飯町図書室の開設準備費を予算計上しておりますが、中段にある図書室移転開設事業費で図書管理検索システムの導入及び関連経費に６２８万５，０００円をはじめ、図書室機能を充実させるスペースの空調設備設置工事、その他、備品購入費に合わせて１，１６３万円を追加。

その他、前ページの文化振興費から図書室管理費まで、２目文化振興費の合計で１，１４２万１，０００円を追加。

３目社会教育施設管理費は、文化センター管理費から８３ページに移りまして、大沼婦人会館管理費まで、３目社会教育施設振興費の合計で１５１万９，０００円の減額。

４目文化財保護費は６６万５，０００円の減額。

５項１目保健体育総務費は７３万７，０００円の減額。

８５ページに移りまして、２目学校給食費は７０万８，０００円の減額。

次に、１１款災害復旧費ですが、令和６年度は、幸いにして大きな自然災害等が発生しなかったことから、３事業の災害復旧費を合わせ１，５００万円を減額いたします。

次に、１２款公債費１項１目元金は、歳出の補正予算はございませんが、特定財源の収入見通しにより財源内訳を構成するものでございます。

２目利子は、３９１万４，０００円の減額。

８７ページに移りまして、１３款職員費１項１目職員給与費は７３３万２，０００円の減額。

最後に、２目職員諸費は、職員等諸費から８９ページにつきまして、職員研修費まで２目貯金諸費の合計で、１４５万２，０００円の減額となります。

続きまして、１７ページの歳入にお戻り願います。

次に、歳入予算の補正額の説明となりますが、このたびの補正予算は、歳出予算において、事業の確定による予算額の整理や決算見込みによる過不足の整理などを行っているものですから、それに伴う歳入についても、同時に整理が行われておりますので、右端の説明欄に記載された内容及び補正額の読み上げについては省略させていただき、特に説明を要する科目の場合のみ、その内容を説明しますので、あらかじめ御了承願います。

それでは初めに、１款町税の１項１目町民税の個人は、１節現年課税分に４，００５万７，０００円。

２節滞納繰越分に２５２万１，０００円を追加。

２目法人は、１節現年課税分で２，０５０万８，０００円を追加。

２項１目固定算税は、１節現年課税分に２，５４７万２，０００円。

２節滞納繰越分に１２０万２，０００円を追加。

３項１目軽自動車税の種別割は、１節現年課税分に１５９万３，０００円。

２節滞納繰越分に４０万円を追加。

２目環境性能割は１０５万円の減。

４項１目たばこ税は６１４万８，０００円の減。

５項１目入湯税は５０４万５，０００円を追加し、１款町税の合計で８，９６０万円を追加。

９款１項１目地方特例交付金は３６２万３，０００円を追加。

１０款１項１目地方交付税は、国の令和６年度補正予算第１号により、追加交付を受けた普通交付税に１億６，８３４万円を追加。

１２款分担金及び負担金、１項２目農林水産用費分担金の１節農業費分担金は８００万２，０００円の減。

１９ページに移りまして、２項１目民生費負担金の１節社会福祉費負担金は、３７０万円を追加。

２節児童福祉費負担金は３９２万７，０００円の減。

１３款使用料及び手数料、１項２目衛生使用料の１節保健衛生使用料は１，５１８万円の減。

４目土木使用料の１節道路橋りょう使用料は１８万１，０００円を追加。

２節河川使用料は８万１，０００円を追加。

４節住宅使用料は３６４万４，０００円の減。

２項１目総務手数料の３節戸籍住民基本台帳手数料は３０万円の減。

２目衛生手数料の１節保健衛生手数料は４９万４，０００円の減。

２節清掃手数料は７９万円の減。

４目土木手数料の１節土木管理手数料は７万５，０００円の減。

３節都市計画手数料は５５万８，０００円の減。

次に１４款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金は２，５６２万８，０００円を追加。

２節児童福祉費負担金は、８５９万７，０００円を追加。

２１ページに移りまして、２目衛生費国庫負担金の１節保健衛生費負担金は９万４，０００円の減。

２項１目総務費国庫補助金の１節総務管理費補助金は５，３８８万６，０００円の減。

２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金は１，０１２万１，０００円の減。

２節児童福祉費補助金は１７万１，０００円を追加。

３目衛生費国庫補助金の１節保健衛生費補助金は１０９万３，０００円の減。

５目土木費国庫補助金の１節道路橋りょう費補助金は１億４，５７４万７，０００円の減。

２節住宅費補助金は２，９８８万６，０００円の減。

６目教育費国庫補助金の１節教育総務費補助金は１０万８，０００円を追加。

２節小学校費補助金は国の令和６年度補正予算第１号により５，２６２万６，０００円の内定を受け、学校施設環境改善交付金を加えた５，２１６万４，０００円を追加。

３節中学校費補助金も、同じく国の令和６年度補正予算第１号により２億１，２５１万４，０００円の内定を受けた、学校施設環境改善交付金を加えた２億２，２６３万４，０００円を追加。

２３ページに移りまして、４節社会教育費補助金は２万３，０００円の減。

１５款道支出金１項１目民生費道負担金の１節社会福祉費負担金は１，２９１万４，０００円を追加。

２節児童福祉費負担金は８８８万２，０００円の減。

２目衛生費道負担金の１節保健衛生費負担金は５万８，０００円の減。

３目土木費道負担金の１節道路橋りょう費負担金は１６７万９，０００円の減。

２項１目総務費道補助金の１節総務管理費補助金は４０万８，０００円の減。

２目民生費道補助金の１節社会福祉費補助金は４７１万９，０００円を追加。

２節児童福祉費補助金は５１１万円の減。

３目衛生費道補助金の１節保健衛生費補助金は２４万円の減。

４目農林水産業費道補助金の１節農業費補助金は３４３万円の減。

２節林用費補助金は３４７万２，０００円の減。

５目土木費道補助金の１節土木管理費補助金は４万４，０００円の減。

２５ページに移りまして、２節河川費補助金は１，８００万円の減。

３項１目総務費委託金の１節総務管理費委託金は１３万円の減。

５節選挙費委託金は９４万２，０００円の減。

２目衛生費委託金の１節保険衛生費委託金は、１１万６，０００円を追加。

３目農林水産業費委託金の１節農業費委託金は３万３，０００円を追加。

４目商工費委託金の１節商工費委託金は２万円を追加。

５目土木費委託金の１節土木管理費委託金は１１万２，０００円を追加。

２節都市計画費委託金は５０万２，０００円の減。

次に、１６款財産収入１項１目財産貸付収入の１節土地建物貸付収入は３６万９，０００円の減。

２目利子及び配当金は１２２万４，０００円を追加。

２項１目不動産売払収入の１節立木売払収入は２５８万９，０００円を追加。

２節土地等売払収入は、２，０５２万円の町有地の売払収入になり、この売払分については、今後の公共施設整備に役立てるため、公共施設整備基金の原資積立分に当ててございます。

次に、１７款寄付金１項２目指定寄付金は８０万円の歳入により使途については、福祉の充実に活用して欲しい旨の指定があったことから、福祉基金の原資積立分に充ててございます。

次に、３目ふるさと納税寄付金は２，０００万円の減。

２７ページに移りまして、１８款繰入金１項基金繰入金については、歳出予算の減額に合わせ、当初の充当金額を減額するもので、１目財政調整基金は４，８６１万６，０００円。

２目公共施設整備基金は１億５，１８９万５，０００円。

３目活力のあるまちづくり推進基金は４４４万１，０００円。

４目福祉基金は３２０万６，０００円。

５目子ども・子育て応援基金は１７０万２，０００円。

６目環境保全事業推進基金は１４万３，０００円をそれぞれ減額し、基金繰入金の合計で２億１，０００万３，０００円を減額いたします。

次に２項介護保険特別会計繰入金は１１４万３，０００円の減。

１９款１項１目繰越金は７，９４６万８，０００円を追加。

２０款諸収入４項１目衛生費受託事業収入の１節保健衛生費受託事業収入は２３万９，０００円の減。

５項３目高額等医療費収入の１節高額医療費収入は３５万４，０００円の減。

４目雑入の１節実費徴収金は９７万３，０００円の減。

１節雑入は３，０８３万９，０００円を追加。

２９ページに移りまして、２１款町債１項１目総務債の１節総務管理債は１０万円の減。

２目衛生債の１節保健衛生債は１０万円の減。

２節清掃債は４０万円の減。

３目農林水産業債の１節農業債は３５０万円の減。

４目土木債の１節土木管理債は３０万円の減。

２節道路橋りょう債は８，３５０万円の減。

３節河川債は１，６２０万円の減。

４節住宅債は１，０９０万円の減。

次に、５目教育債の１節小学校債は令和６年度の事業債分として、現計予算額１億１，０２０万円から９８０万円を減額し、発行額を１億４０万円と見込み、国の補正予算による３事業の発行分として２億９７０万円を計上し、１節小学校債の総額で１億９，９９０万円を追加いたします。

２節小学校債は、同じく令和６年度の事業債分として、現計予算額６億９，３２０万円から１億９，２５０万円を減額し、発行額を５億７０万円と見込み、国の補正予算による、３事業の発行分として、９億２，６６０万円を計上し、２節中学校債の総額で７億３，４１０万円を追加いたします。

国の補正予算により発行する学校整備債及び学校建設債は、通常の事業債で発行した場合と比較し、発行額の元利償還金に対して交付税参入率が加算される有利な起債となってございます。

次に、３節社会教育債は５０万円の減。

６目臨時財政対策債は３６０万円の減。

７目商工債の１節商工債は４０万円の減額で、

２１款町債の合計で８億１，４５０万円を追加いたします。

最後に、６ページにお戻り願います。初めに第２表は、繰越明許費の補正でございます。１の追加となるのは、新たに１０事業を設定するもので、２款総務費１項総務管理費の公共施設再編整備事業に４，６３８万４，０００円。

４款衛生費１項保健衛生費の健康管理システム改修委託料に１２９万８，０００円。

６款農林水産業費２項林業費の七飯町森林組合事務所移転補償費に５０万円。

１０款教育費２項小学校費の各小学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分に２億２，４７２万２，０００円。

各小学校、校舎棟照明設備改修工事に３，３２９万７，０００円。

七重小学校トイレ改修工事に４９３万９，０００円。

３項中学校費の七飯中学校長寿命化改修事業Ⅱ期工事分に１１億１，１９１万７，０００円。

大沼岳陽学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分に、２，３３２万円。

大沼岳陽学校校舎棟照明設備改修工事に４７５万２，０００円。

４項社会教育費の七飯町図書室移転開設事業に１，１６３万円を設定し、１０事業の合計で１４億６，２７５万９，０００円を令和７年度繰り越して事業を実施するものでございます。

次に、２の廃止となるのは、２款総務費１項総務管理費のコンビニ交付システム地域更新委託料で、当初令和６年度中に契約し、令和７年度で事業を完了する予定でしたが、調達する機器の使用等が変更となり、令和７年度での契約となったことから廃止とするものでございます。

７ページに移りまして、次に３の変更となるのは、議案に記載の４事業で、いずれの事業も契約金額の確定により、繰越明許費の設定金額を変更するもので、２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム地域更新委託料から、６款農林水産業費、１項農業費の城岱牧場送水ポンプ設備等更新工事まで各事業の設定金額を、それぞれの金額に変更し、総額を４２７７万２，０００円から４，０７０万円に変更するものでございます。

続いて第３表は、債務負担行為の補正でございます。このたび変更となるのは、総合計画等調査策定業務委託料から、大沼岳陽学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分までの６事業で各事業の限度額をそれぞれの限度額に変更し、総額を１４億５，９８２万２，０００円から１３億８，３４９万９，０００円に変更するものでございます。

９ページに移りまして、最後に第４表は、地方債の補正でございます。初めに１の追加となるのは、各小学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分で、限度額を１億８，３８０万円に、各小学校校舎棟照明設備改修事業で限度額を２，２１０万円。

七重小学校トイレ改修事業で限度額を３８０万円。

七飯中学校長寿命化改修事業Ⅱ期工事分で限度額を９億４５０万円。

大沼岳陽学校空調設備設置事業Ⅱ期工事分で限度額を１，９００万円。

大沼岳陽学校校舎棟照明設備改修事業で限度額を３１０万円に設定し、６事業の限度額の合計で１１億３，６３０万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、議案に記載のとおりでございます。

次に、２の廃止となるのは、軍川下流排水路整備事業で事業の取りやめにより、限度額を廃止いたします。

１１ページに移りまして、最後に３の変更となるのは、大沼出張所照明設備改修事業から、１３ページに移りまして、大沼国際交流プラザ照明設備改修事業までの１９の事業で、各事業の限度額をそれぞれの限度額に変更し、総額を１１億２，６５０万円から８億２，０９０万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の条件と同じとするものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

中川友規議員

○９番（中川友規）　まず、一般の３４ページで、ちょっと細い話は、決算委員会等でということだと思うのですけれども、額が広報ななえの印刷製本費のところで２０５万１，０００円という残ということだったので、今のこの時代、物価高騰で足りなくなったりだとか、予算ぎりぎりだったとかというのだと分かるのですけれども、２００万も余った原因というのは、何だったのかなというのと、一般の４０ページで活力あるまちづくり推進助成金ということで、これも、残２６３万３，０００円ということなのですけれども、これ昨年までは２００万の予算で実績も１７０万、２００切っている決算だったのですけれども、昨年に４００万に上げたいということで上げたと思うのですけれども、結果こういうふうに２６３万３，０００円減になっているというのは、原因は何だったのかなということと、一般の６２で農業支援対策のところの中で北海道農業次世代人材投資事業補助金で２２５万円とその下に新規就農者支援事業補助金で６０万円。これと、一般６４ページの特産品ＰＲ事業の中の地域おこし協力隊の関係で５２０万円。それと、一般６６ページの観光費の地域おこし協力隊の５２０万円。

今言った４点に関しては、要は当初予算と同額な減額なものですから、その原因というのは何だったのかなと、それと、一般の３６ページの中で公共施設の再編整備というところの中で、さくら共同作業所改修工事と、この間、全員協議会等々でも説明をいただいたのですけれども、森林組合さんの関係だと思うのですけれども、今、合併を進めて動いているというところだと思うのですけれども、そこに対して、ここまで予算をかけて施設を改修してやるというよりは、施設改修ではなくて、もう少し安く合併してなくなる団体だと思うのですよね。それに向かって進めているということだったので、それであれば、やっぱりここまで５４０万円もかけないで、何らかの代替案を、町のほうで何か模索したほうが、模索することによって、削れる部分ではないかなと思うのですけれども。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　まず、政策推進課の担当する部分で、まず広報の印刷製本費の部分で２００万ちょっと減額ということでございますけれども、当初、ページ数でモノクロの２ページ、カラー２ページの２４ページで、その１２か月分ということで、予算計上させていただいていたのですが、モノクロの部分で当初１ページ３．２円が、入札執行により２．８円に落ちたということと、カラーが６．１円が、これも５．７円１ページ、これも入札に落ちたという形でございます。

発行部数についても、１万２，４００部を月予定していたものを１万２，２６０部と１月１４０部程度少なく済んだということ、また、月のモノクロの部分２２ページで見ていたのが、平均で今の見込みでいきますと、１月２０ページで済むということで、この積み上げで２００万ちょっと減額となる見込みであるため、今回、減額補正させていただいております。

また、活力のある補助金、当初４００万で今回減額させていただくということなのですけれども、当初それぞれ初期活動の支援補助金１件、継続活動支援補助金３件、イベント活動支援助成金２件、あと町内会等に対する地域環境整備助成金８件ということで、計４００万円ということで継続させておりまして、その後、まちづくり推進条例の助成金の部分、これについて支給対象をかなり大幅に見直しさせていただいております。例えば、旅費だとか報奨費の部分は、事業費の何割ではないと駄目だよとか、そういういろいろな部分で改正する結果、なかなか手上げというものが、今回実際になくて、継続活動支援助成金で、今回は実績として１件５０万、そのほか地域環境整備支援助成金で１０件で８６万６，０００円程度ということで、合計しまして１３６万６，７００円程度の実績しか現在ないということで、今回残りの部分を減額補正させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹）　まず、北海道農業次世代人材投資事業補助金でございますが、こち

らのほうは、１名予定してたところですが、順調に経営のほうが進みまして、こちらの事業のほうに該当ならない新規認定農業者だったのですが、ステップアップしまして、認定農業者になったということで、こちらのほうの事業には該当しなくなりまして、事業のほうも順調に進んでいるということで、こちらのほうは補正として減額させていただきました。

次に、新規就農者支援事業補助金６０万円でございますが、こちらのほうは令和６年度より、町単独で新規就農者に対する補助として事業を用意したところでございますが、このほど６年度、今の時点で、この活用を見込みとする新規就農者が見込めないため、今回は６０万円減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　地域おこし協力隊、商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　私のほうからは、物産品ＰＲ事業費、そして観光費となります地域おこし協力隊の募集の委託の件でございますけれども、これにつきましては、令和６年度内に、数件の問い合わせ、そして応募とございましたけれども、なかなかこちらの求める人材、そして向こうが希望する業態だとか、その辺のマッチングがなかなかうまくいかない状態で採用には至っていなかったということで、この経費については、全額減額させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　公共施設の再編、整備費の中に、さくら共同作業所の改修工事分がありますけども、こちらにつきましては、先月の２月２７日、全員協議会の中でも報告して、その中で議員の質問主旨と同様の提案をいただいていることから、それも内部で検討しておりまして、そしてその代替案として、まず民間の賃貸物件、あるいは町の公共施設のうち一時的に常駐する職員が２名から３名程度おりますので、そのスペースが確保できる場所を内部で検討しております。

その後の森林組合の役員に対しては、まずこちらのほうから、打診をしておりまして、何名かいる役員に対しては、ほどほどの代替案の提案内容につきましては、御了承いいただいているということなのですけれども、ただの３月１２日から１３日にかけて森林組合のほうでは、役員会というか理事会を開くことになっておりますので、その中で、また再度提案された中で了承された場合は、代替案として今のところ考えていますが、町の公共施設のうち一時的な期間なものですから、しかも職員が２名から３名程度ということであれば、役場の会議室程度のところに場所を確保することも可能かなと思いまして、その旨で協議を進めております。

ですので、協議が整い次第、今補正予算に挙げております改修工事費なのですけれども、これにつきましては、協議期間によって、執行については未執行にする、もしくは、機会があれば、その部分は専決処分か何かによりまして、もしくは補正予算を開いて減額することを予定しておりますので、そのままで御答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下　敏）　ちょっと、今の答弁だけど、まだ森林組合の理事会が、まだこれからということだから、先ほどの役場の施設はいいのだけど、施設を考えている程度に留めて、もしあれであれば、発言もう一回答弁して、そこの部分、踏み込みすぎているのかなというような、他団体もあるので、これＹｏｕＴｕｂｅで流れているので、もう一度そこの部分だけ、行財政担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　今、２月２７日の全員協議会の中で、そのような趣旨の質問がありましたので、その件について、内部で検討しております。

また、代替案として民間の賃貸物件あるいは町の公共施設のうち、一時的に職員２から３名程度が仕事をできる場所を確保する中で、今、森林組合の役員とも協議しているところでありますので、その結果が決まりましたら、また改めて御報告させていただきたいと思いますので、この程度

の答弁で答弁させていただきます。

以上です。

○議長（木下　敏）　よろしいですか、中川さん。

ほか質疑ございませんか。

稲垣明美議員。

○８番（稲垣明美）　一般の２６ページのふるさと納税の寄付金がマイナスの２，０００万円になっているのですけれども、この辺ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　ふるさと納税の関係でございますけれども、当初予算で１億２，０００万円という目標値の中で設定をさせていただきました。

実際、令和６年度の現在の３月上旬のふるさと納税の実績でございますけれども、私が把握している金額でございますけれども、今のところで８，５００万円程度収入があるということで、残り３月末まで実績としてカウントされるものですから、その３月末の数字を加えてどのようになるかということで、１億円を目標とした減額をさせていただいて整理をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

川村主税議員。

○１３番（川村主税）　一般の４６、低所得者世帯の支給品給付金事業の１８款負担金、補助金、交付金の合計２，４９０万円減額ということなのですけれども、この分のちょっと中身、例えば対象者が何人でこの金額なのかというのと、一般的にこれは自由に使えるお金という生活する上で自由に使えるお金という解釈でいいのか、その辺です。

あと、なぜこういうような減額、２，５００万近いお金が残ったのかっていうのを、ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは私のほうからお答えさせていただきます。

こちらの予算につきましては、当初、７５０世帯を見込んで６月定例会のほうに予算計上させていただきました。この７５０世帯の中には、令和６年１月２日以降に転入等によって、受給要件が確認できない２６０世帯ほど含まれておりまして、税情報が確定し、受給要件の確認が行える６月１日以降に改めて対象者の抽出のほうを行いましたところ、対象世帯としては５２２世帯という形となったため、このような形での減額補正ということとなっております。

こちら１０万円支給のほうをしておりますが、こちらのほうの使途というか使い道に関しては、それはそれぞれの世帯のほうで御判断していただいて、使っていただくものとなっております。

以上です。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　今の世帯数５２２世帯数というのは、全体で５２２で今回この２，５００万に当たっての世帯数というのは、どのくらいなのですか。結局、多分申請か何かすると思うのですけれども、本来５２２世帯ありました。ただ、今回残りが、どのくらいの数字なのか分からないですけれども、この２００なのか３００なのか分からないですけれども、この世帯数はやっていないので、これだけ残っていますというのが分かれば、ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それではお答えいたします。

世帯数としては、対象世帯、税情報を確認して５２２世帯ということで、実際に支給を行った世帯については５０１世帯という形になります。執行率としては９６％となっております。

当初、７，５００万円の予算を組んでおりましたので、そこから不要となった部分ということで２，４９０万円、今回、減額補正のほうをさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　そうなると、要は２１世帯分でこれだけが残る。

○議長（木下　敏）　１回目の答弁のときに七百

何世帯で積算しているってこと、きちっと理事長が答弁していますので、答弁もきちっと聞いた上で再質問してください。

川村主税議員。

○１３番（川村主税）　ごめんなさい。最初の答弁で、もともとの世帯数というのは７５０世帯。それで、今回申請したのが５０１世帯。残りの分で申請がなかったので、これだけ残りましたよっていうことで、いいかどうか。

○議長（木下　敏）　申し訳ありません。福祉課長、分かりやすく、よくかなり理解できないみたいだから。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　すみません、説明が不十分というか、当初７５０世帯見込んでおりました。それで、税情報のほうが確定して５２２世帯が対象ということで通知のほうを出させていただきました。結果その５２２世帯から申請があったのが５０１世帯という形になります。ですので、５２２世帯に対して５０１世帯ですので、この対象世帯として、こちらのほうで認定した部分での執行率については、９６％にはなります。

それで、一応５０１世帯ですので、残りの差し引きとして、２４９世帯分が不要になったということで、２，４９０万円が今回未執行ということで、減額補正をさせていただいたということで、御理解お願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第２０号令和６年度七飯町一般会計補正予算（第８号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

これよって本案は、原案のとおり可決されました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　２時　９分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員